※注意※

以下は、「全学共通授業科目」及び国際教養教育院開講の高度教養科目に関する内容です。

専門科目については、各学部で確認してください。

また、この通知に記載された内容は、遠隔授業の実施に伴う特別な措置です。

通常の対面授業の場合とは追試験の申請方法などが異なりますので、注意してください。

令和２年度前期　国際教養教育院開講科目における

定期試験、再試験及び追試験について

令和２年度前期（第１クォーター、第２クォーター、前期セメスター）の国際教養教育院開講科目については、全て遠隔授業で行われるため、「定期試験」（教室での対面形式の試験）は実施できません。したがって、国際教養教育院における再試験制度及び追試験制度は、定期試験の実施を前提としていることから、前期開講科目については、「再試験」及び「追試験」は実施しないこととします。

ただし、以下のとおり代替措置をとることとします。

再試験に代わる措置

以下の条件をすべて満たす学生については、各担当教員の判断により、再試験に相当する追加課題などで対応することがあります。

対象となる学部・科目については、「再試験できる授業科目（学部別）」を参照してください。

なお、学生から教員に対応を依頼する制度ではありませんので注意してください。**「私は何点でしょうか」「私は再試験の対象でしょうか」「再試験を実施してもらえませんか」等の内容を教員に問い合わせないようにしてください。**

【条件】

１．対象学部の再試験できる科目の成績が，５０点（５割）以上であること。

２．対象学部の再試験できる科目への出席日数が，所定の３分の２以上であること。

３．再試験実施時に休学していないこと。

※「出席日数」については、日数の数え方や、出席をとる方法が各科目によって異なりますので注意してください。

★追試験に代わる措置については次ページ↓

追試験に代わる措置

下記の【対象となる事由】により試験の受験やレポートの提出ができなかった場合は、下記の内容に従い、担当教員に相談してください。

なお、メールが誤ったアドレスに送信されている場合や連絡内容が不十分な場合、又は下記の【対象となる事由】にあてはまらないと判断された場合は、配慮できませんので注意してください。

【対象となる事由】

急性の病気、忌引（配偶者、二親等内の親族）、不慮の事故、大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験，学外での調査・見学等）、その他やむを得ない事由による場合

【連絡方法】

原則、担当教員へ直接メールすること。
なお、教員からメール以外の手段で連絡するよう指示されている場合は、それに従うこと。
メールアドレスがシラバスや BEEF に記載されていない場合のみ、共通教育グループ（ stdnt-gkmkyotu@office.kobe-u.ac.jp ）までメールで連絡すること。
電話での申請は受け付けない。

【期限】

試験日またはレポート締切日の 1 週間後の 17:00 を連絡の期限とする。
（例：試験日が 6 月 23 日の場合、6 月 30 日 17:00 が期限。）
なお、教員から別途連絡の期限が通知されている場合は、それに従うこと。
期限を過ぎて到着したメールは受け付けられないので注意すること。
送信ミスや通信トラブルがないよう注意し、できるだけ早く連絡すること。
※全学共通授業科目の成績が 9 月卒業の可否に影響する場合は、この締め切りにかかわらず、可能な限り早急に申し出ること。（7/27 追記）

【連絡事項】

・所属、学籍番号、氏名
・対象の科目　（科目名・時間割コード・曜日時限を具体的に記載）
・試験の受験やレポート提出ができなかった事由　（日付など、できるだけ具体的に記載）
・その事由に関する証明書
（急病の場合は診断書、忌引きの場合は会葬礼状等、試験やレポート締め切りの当日の状況を明確に証明できるもの。PDF 等の形式で送ること。）

★証明書について、病院での受診が難しい等の場合は、無理に取得する必要はありませんが、その場合はメール本文中で詳しく事情を教員に説明してください。ただし、連絡内容が不十分な場合や、上記の【対象となる事由】にあてはまらないと判断された場合は、配慮できません。

最終更新日：2020/7/27 国際教養教育院